中核市市長会議 in 高松

会 議 資 料

日　時：平成２６年１１月７日（金）
　　９時００分～１０時２０分
会　場：かがわ国際会議場

資料１

条例による事務処理の特例制度の改善を求める提言（案）

平成 12 年施行の地方分権一括法で、地方自治法が改正され、都道府県知事の権限に属する事務の一部を都道府県条例の定めるところにより、市町村が処理することができる制度が創設された。

最近の地方分権改革が、「地方の発意に基づく分権」へと転換が図られる中、「条例による事務処理の特例制度」はまさに、地方重視を先取りした制度として、地方分権推進の一翼を担ってきたことは、一定の評価ができるものである。

しかし、その運用においては、都道府県の意向が強く反映され、本来あるべき、都道府県と市町村の対等な協力関係が形成されていない状況や、都道府県間の運用に格差があることが見受けられる。

そこで、同制度による権限移譲において、受け入れる市町村側の意思決定が尊重され、これまで以上に有効に機能する制度とするために、国において以下の事項について積極的な措置を講じられるよう提言する。

１　市町村側から都道府県に対して権限移譲を要請する際の、市町村議会での議決要件の撤廃

地方自治法第 252 条 17 の２第３項では、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第１項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる」と規定されているが、市町村による同要請制度の全国における活用実績は現時点で皆無である。これは、市町村議会の議決は市町村の重い意思決定であり、その手続きも煩雑であるにもかかわらず、都道府県知事への「要請」にとどまることが要因の一つとなっていると考える。

その一方で、今年度から内閣府が創設した「地方分権改革に関する提案募集」においては、市町村議会の議決が要件とされてはいない。

いずれの制度も要請のレベルであり、強制力を持つものではないことを鑑みれば、「条例による事務処理の特例制度」における、市町村側から都道府県への権限移譲の要請のみに市町村議会の議決を要件とすることは、バランスを欠くものであり、スピード感を持って地方分権を推進する観点からも、市町村議会の議決要件の撤廃を求めるものである。

２　都道府県と市町村との適切な「協議の場」の設置義務化

地方自治法第 252 条 17 の２第２項では、「条例による事務処理の特例制度」による、都道府県から市町村への事務権限の移譲において、都道府県知事は、あらかじめ市町村長と協議を行うことと規定されているが、その実情は条例制定権を有する都道府県側に主導権があり、市町村がその意向を主張する場が少ないことは、中核市の中でも多くの都市が問題視している。

このことは、第 30 次地方制度調査会の答申においても触れられており、移譲事務の内容や財源措置について、都道府県の意向が強く反映されているのではないかとの懸念が明記されている。

しかし一方で、中核市市長会における権限移譲に関する検討において、一部の都道府県では、対等な立場による協議を実現し、良好な関係で分権を進めているという事実も確認されており、このような取り組みが広く実施されることが望まれる。

そこで、移譲対象事務の範囲や財源措置などについて、都道府県と市町村が相互に情報共有を図り、対等な立場で協議を行う機能を持つ「協議の場」の設置を義務付ける規定を設けるよう、地方自治法の改正を求めるものである。

３　制度運用に関する国によるガイドラインの策定

前述のとおり、都道府県ごとに移譲対象となる事務権限の範囲や財源措置の考え方などが大きく異なっている現状があるが、同制度の運用について、国の明確な指針等がないことも、その要因と考えられる。

そこで、次の項目について国によるガイドラインの策定を求めるものである。

（１）権限移譲を進めるにあたっては、市町村との協議に基づき都道府県が移譲計画を策定することをルール化すること
（２）より効率的な権限移譲を進めるために、関連事務の具体的な例示など、パッケージ化における考え方を、国において明示すること
（３）都道府県において専門知識を有する人材の確保などの人的支援が適切に行われるよう、その手法などを示すこと
（４）移譲事務の執行に係る経費はもとより、準備段階での初期費用についても、都道府県において適切に財政措置が行われるよう、一定のルールを策定すること

平成 26 年 11 月　日

中 核 市 市 長 会

資料２

「地方の元気」のための中核市税財源の拡充・強化に関する提言（案）

現在、我が国は、「人口急減・超高齢化」とも言われる状況を迎え、高齢化の進展に伴う社会保障関係経費は経済成長を上回るペースで増大し、一方で少子化による労働力人口の減少が経済規模の縮小を引き起こすといった負のスパイラルに陥るおそれもあり、この流れを変えていくことが喫緊の課題となっている。

このような現状の中、この流れの一因とも言われる東京一極集中に歯止めをかけ、「日本の元気」を取り戻すためには、国・地方が一丸となって抜本的な対策を行うことが必要であるとともに、地域住民に最も身近な基礎自治体であり、地域の拠点都市である中核市が、地域活性化・雇用対策・防災減災対策といった地方が抱える諸課題に取り組み、周囲の地域を牽引しながら「地方の元気」を生み出していくことが必要である。

しかしながら、この急激な人口減少と著しい高齢化の進展は、社会保障関係経費の大幅な増加を招き、中核市財政に大きな影響を及ぼし始めており、社会保障関係経費の自然増分を人件費の圧縮等による経常経費や公共事業の削減などの行財政改革によって捻出することにも限界があり、中核市の財政状況は一層厳しさを増していると言わざるを得ない。

このため、中核市市長会としては、「地方の元気」、ひいては「日本の元気」のため、中核市財政の実態に即した税財源の拡充・強化について、政府において早期に積極的な措置を講じるよう求める。

１　平成 27 年度地方財政計画について

（１）　「中期財政計画（平成 25 年 8 月 8 日閣議了解）」においては、地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することとしている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2014（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定。以下、「骨太の方針 2014」という。）」においても、必要な地方の一般財源総額を確保しつつ財政の健全化を図るとしていることからも、**平成 27 年度の地方財政計画策定にあたっては、少なくとも平成 26 年度地方財政計画の水準を下回らないよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保**し、その積上げにあたっては、次項「２　地方交付税改革について」に留意すること。

（２）　「中期財政計画」においては、「地方財政については、経済再生に合わせ、

歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある」、と明記しており、地方財政計画上の「歳出特別枠」とこれを受けた地方交付税の「別枠加算」については見直しの議論があるが、上記「一般財源総額の確保」の趣旨に照らし、当該制度については今後においても堅持すること。

２　地方交付税改革について

（１）　地方交付税については、中核市が直面している財政需要の増嵩を的確に反映させた上で、必要な総額を確保すること。

（２）　臨時財政対策債については、平成 26 年度から平成 28 年度まで延長されることとなったが、制度上過去に発行済の臨時財政対策債の元利償還金に対しても新たに借金を重ねる構造は、負担の先送りであり、将来世代へのつけまわしに他ならない。

財源不足解消のためには、国・地方ともに今後においても徹底した歳出削減を図ることが前提ではあるが、それでもなお地方財政運営上恒常的に生じている地方財源不足額への対応は、臨時財政対策債の発行ではなく、本来の地方交付税法第６条の３第２項の規定どおり、法定率を変更し、その解消を図ること。

（３）　財源不足額基礎方式による臨時財政対策債の算定は、財政力の強い普通交付税交付団体ほど発行割合が多くなり、交付税が減額されてしまうことから、財政力による傾斜配分の度合を緩和するよう見直すとともに、その場合、配分額が増えると想定される地方部における資金調達先確保の観点から、今後も公的資金の配分を行うこと。

３　消費税率引上げに伴う対応について

（１）　本年４月１日をもって消費税が８％へ引上げられ、３％引上げ時点においては、引上げ分の国・地方の配分割合の決定の際には、地方単独事業分もその算定に含めた上で、国が 2.08%，地方が 0.92%と整理されたが、一方で消費税増税分の使途として整理された社会保障の充実部分に要する経費については、平成 26 年度においては、保育緊急確保事業といった少子化対策の分野及び国保等の保険料軽減制度の拡充といった医療介護分野における国の制度に係る社会保障給付費の地方負担分のみとされたところである。

しかし、社会保障関係の地方単独事業はいわゆる社会保障４経費の給付に該

当するものに限定したとしても、中核市平均で約 97 億円/年に上り、今後においても扶助費を中心に増加が見込まれるところである。

このため、遅くとも今後予定されている消費税の 10%引上げ時までには、**社会保障の充実分の使途として、国の制度による地方負担分とは別に、一定割合については地方が行う社会保障関係経費に充てられるよう地方財政計画に計上すること。**

（２）　平成 26 年度の地方財政計画においては、地方消費税率の引上げによる増収分は、国の制度に係る社会保障給付費の地方負担に対応するためのものであり、地方消費税率引上げによって財政力格差が拡大しないよう、地方消費税率引上げに伴う地方消費税及び地方消費税交付金の増収分については、当面基準財政収入額へ 100%算入し、また、消費税・地方消費税率の引上げに伴う社会保障の充実分等の地方負担額については、基準財政需要額に 100%算入することとされた。

しかしながら、中核市はその特性上社会保障に要する経費の割合が他都市に比べて高く、また、各中核市においては、義務教育就学前の乳幼児などを対象とした医療費助成や国民健康保険事業に対する保険料軽減のための基準外繰出、保育料軽減のための追加負担など、歴史的に独自の社会保障政策を実施していること、さらに法人住民税法人税割の一部交付税原資化により、地方にとっては今後留保財源が減少することからも、**交付税算定上当面 100%算入として整理された増収分については、**偏在性是正策の一環とするのではなく、都市の実情に合わせた社会保障施策が実現できる仕組みとする観点から、**早期に通常の算入率である 75%とすること。**

その際には、併せて、地方消費税率引上げに伴う増収分に対する基準財政収入額への算入率引下げは、都市部で更なる留保財源を生み有利に働くため、**別途、地域間の税源の偏在性是正措置の拡充等についても十分に配慮すること。**

（３）　平成 26 年度の地方税制改正においては、地域間の税源の偏在性是正のため、法人住民税法人税割の税率を引下げ、地方法人税として引下げ分の税収全額を地方交付税原資としたところである。

しかしながら、平成 25 年 11 月の「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書」では、「**偏在性の小さい安定した地方税体系を構築するため**には、地方消費税の充実又は消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化と、法人住民税法人税割の地方交付税原資化によることが基本」としており、今回の改正内容では**「消費税に係る地方交付税法定率分の地方消費税化」がなされていないことから、こちらについても早期に実現すること。**

４　中核市の事務権限に見合った税源の移譲について

事務配分の特例として、中核市には都道府県の事務・権限が移譲されているが、移譲された事務に必要な財源については、主に地方交付税によって措置されており、これに見合う税源が都道府県に残されたまま移譲されていない。特に、保健所に要する経費については、中核市移行経費の中でもその比率が高く、影響が大きいだけでなく、本年５月の地方自治法の改正による中核市と特例市との制度統合により、今後保健所設置市が増加することが想定されることからも、地方の中核都市としての責任を果たしていくためには、税源移譲による安定的な財源確保がより一層重要になってくる。

よって、これまでの移譲分も含め、市民サービスの提供者と税の徴収権者を一致させる観点から見直し、都道府県から税源移譲を行うなど、税制上の措置を講ずるとともに、引き続き適切な普通交付税措置を行うこと。

５　法人税改革について

「骨太の方針 2014」において、数年で法人実効税率を 20%台まで引下げることを目指すことが明記されたが、国・地方を通じた法人関係税収のうち、法人住民税と法人事業税の地方法人二税に加え、国税である法人税の地方交付税原資分や今後税収全額が地方交付税の原資となる地方法人税を含めると、約６割が地方の財源であり、法人課税の見直しは地方財政に大きな影響を与えるものとなる。

法人事業税（都道府県税）における外形標準課税の拡大が議論されているところであるが、中核市においてもその機能や役割を十分果たしていくためには、自主的かつ安定的な都市財政運営に必要な財源の確保が不可欠であることから、法人実効税率を引き下げる場合には、必ず安定的な代替財源を確保すること。

平成２６年１１月　日
中 核 市 市 長 会

資料2

＜参考資料＞

① 『2 地方交付税改革について』関係

地方債残高に占める臨時財政対策債残高及び公債費元利償還金に占める臨時財政対策債償還額の割合の推移に関する試算

② 『3 消費税率引上げに伴う対応について』関係

消費税率引上げにあたり国・地方の配分割合の決定の際に含まれた地方単独事業の額に関する試算

③ 『4 中核市の権限にあった都道府県税の税源移譲について』関係

道府県民税（所得割）に対する中核市関連需要額の税源移譲に関する試算

資料2

地方債残高に占める臨時財政対策債残高及び公債費元利償還金に占める臨時財政対策債償還額の割合の推移に関する試算

臨時財政対策債が平成26年度から28年度の3ヵ年延長されたことを受け、中核市市長会において、平成26年度の前後5年間における地方債残高に占める臨時財政対策債残高及び公債費元金に占める臨時財政対策債償還額を試算し、その割合の推移を算出したものである。

単位：億円

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
地方債残高	1,529.2	1,539.2	1,527.2	1,526.3	1,531.2	1,557.7	1,573.3	1,573.9	1,549.9	1,567.0	1,563.8
地方債残高のうち臨時財政対策債残高	302.2	358.9	396.9	453.4	502.1	544.8	577.7	606.0	630.2	652.1	671.4
公債費元利償還金	168.9	168.9	170.8	167.3	166.1	164.1	160.6	160.9	159.7	158.8	158.9
元利償還金のうち臨時財政対策債債償還分	16.3	18.8	21.0	23.2	26.1	29.9	34.7	40.0	43.9	46.9	49.7
（参考）普通交付税額	140.0	162.0	168.0	170.0	165.0	160.0	154.0	150.0	147.0	149.0	147.0
地方債残高に占める臨財債の割合（%）	19.8%	23.3%	26.0%	29.7%	32.8%	35.0%	36.7%	38.5%	40.7%	41.6%	42.9%
元利償還金に占める臨財債割合（%）	9.7%	11.2%	12.3%	13.9%	15.7%	18.2%	21.6%	24.9%	27.5%	29.6%	31.3%
（参考）普通交付税額に対する臨財債償還額の割合	11.7%	11.7%	12.5%	13.7%	15.9%	18.7%	22.5%	26.6%	29.8%	31.5%	33.8%

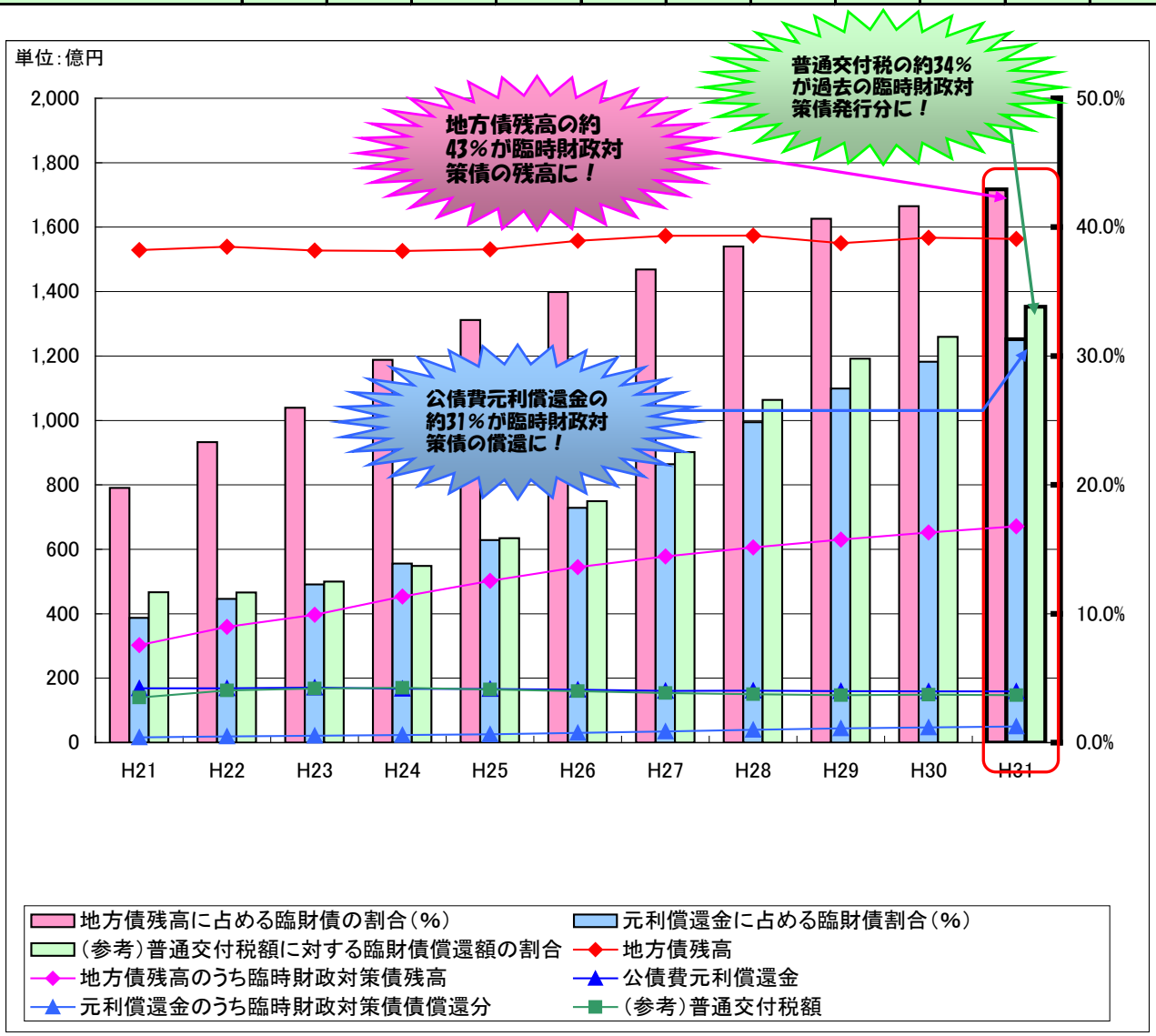

※平成21年度から平成25年度までは地方財政状況調査の結果を、平成26年度については決算見込、平成27年度以降は各市の財政計画の数値を基に算出している。

資料2

消費税率引上げにあたり国・地方の配分割合の決定の際に含まれた地方単独事業の額に関する試算

消費税率引上げの際には、国と地方の協議の場において、その配分割合をどうするかが大きな議論となり、結果として地方単独事業2.6兆円をその算入割合に含めた上で、5%引上げの際には国が3.46%、地方が1.54%とされた（※）。

しかし、社会保障の充実分の使途については少なくとも今年度は国の制度に伴う裏負担分のみという構造となっており、上記の経緯を踏まえるとこの「充実分」の使途においても一定割合は地方へ配分がなされるべきであることから、中核市市長会において、この国と地方の配分割合を決定した際に地方単独事業に要する経費として計上された地方単独事業の金額のベースとなった「社会保障関係の費用に関する調査」を分析し、地方単独事業の額を算出したものである。

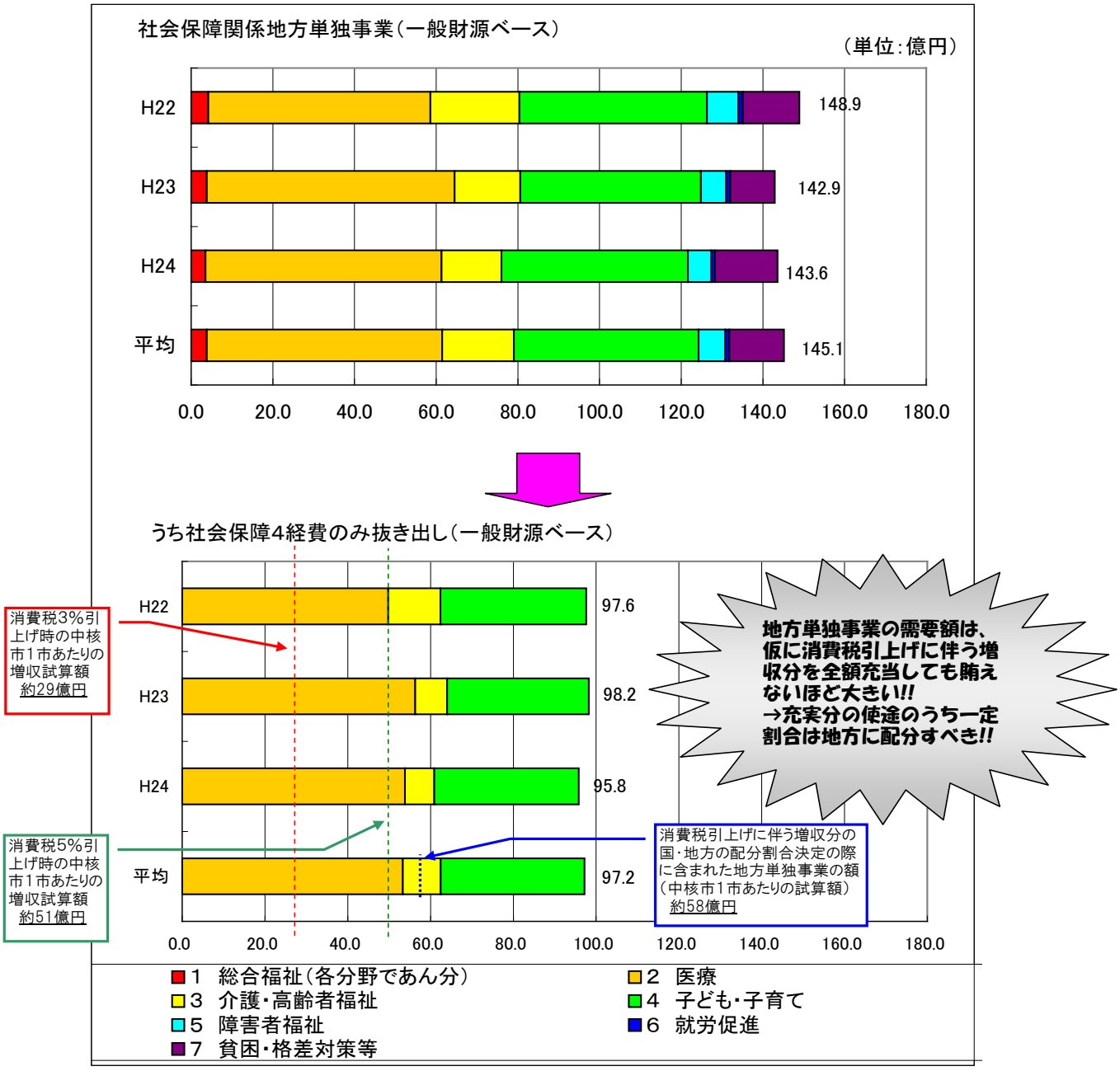

※　調査対象は平成22年度から24年度までの3ヵ年とし試算。

※　H22については調査内容の一部（国保・後期高齢者医療関連）に単独事業以外の経費が含まれていることから、その分の影響額を控除している。

※　地方消費税率引上げによる増収額の試算方法は、地方消費税1%増収分を2.8兆円とし、各都道府県の地方消費税収の5年決算（H19～23）平均シェアで按分し都道府県の影響額を算出後、その額を県のH22年度国勢調査人口に対する各市の人口割合で按分したものの中核市平均。3%引上げ時の影響額は0.7掛け、5%引き上げ時の影響額は、1.2掛けとしている。

資料2

道府県民税（所得割）に対する中核市関連需要額の税源移譲に関する試算

中核市市長会において、平成22年度から平成25年度の４ヵ年について、基準財政需要額に含まれる中核市に係る行政権能等により措置されている需要額（以下、「中核市関連需要額」という。）を試算し、また、その都市で徴収している道府県民税所得割（退職所得分を除く）の標準課税分の現年調定額を試算し、各中核市における道府県民税所得割の標準税率（４％）に対する中核市関連需要額の相当税率を算出したものである。

なお、中核市関連需要額のうち、特にその経費の割合の大きいと思われる保健所分については、別途抜き出して割合を計算している。

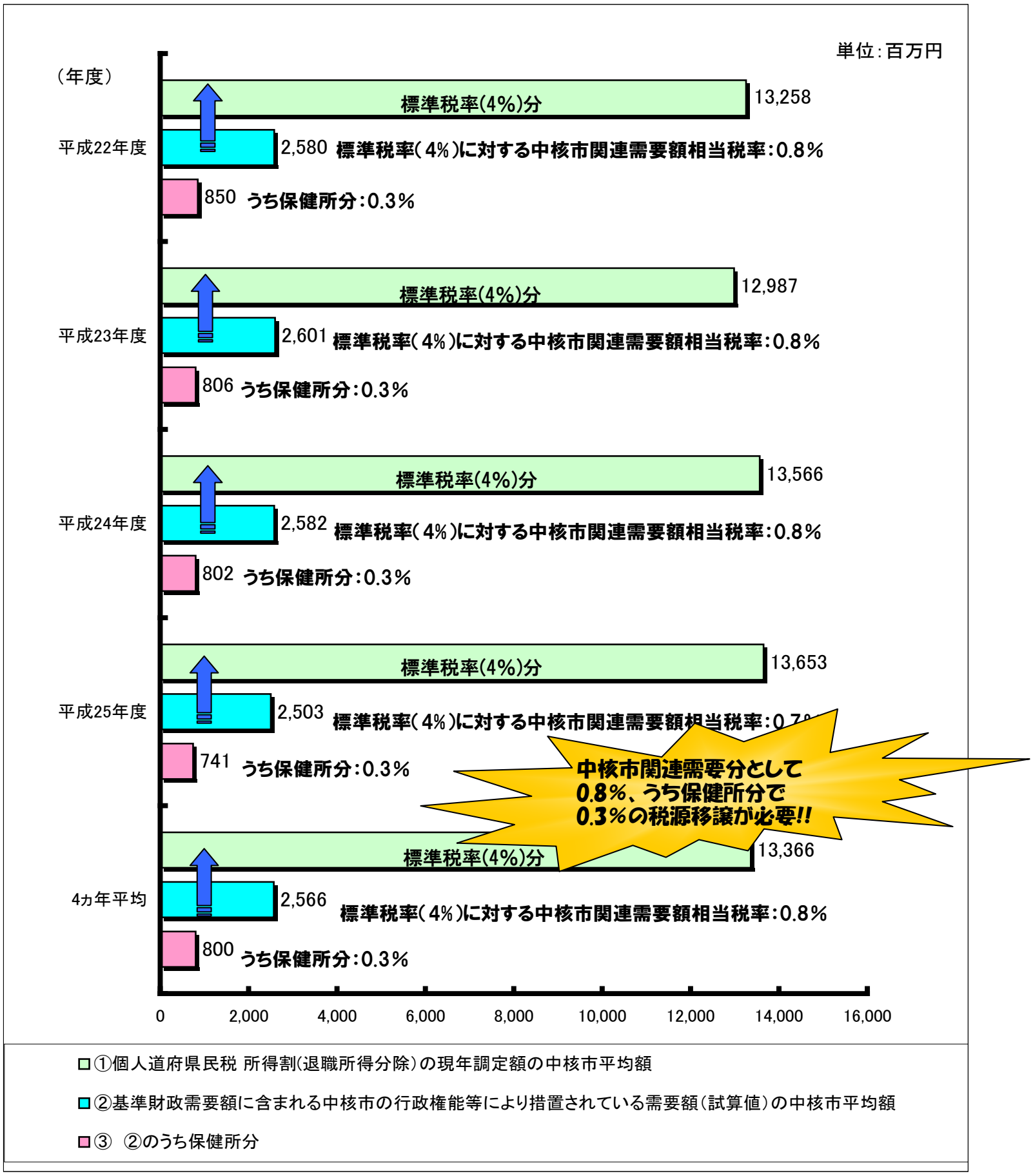

※各年度の数値は、次のとおり中核市43市のうち当該年度において中核市移行前であった都市を除いた平均値としている。
・平成22年度：中核市43市のうち、中核市移行前の4市（高崎市、豊中市、枚方市、那覇市）を除く39市の平均
・平成23年度：中核市43市のうち、中核市移行前の3市（豊中市、枚方市、那覇市）を除く40市の平均
・平成24年度：中核市43市のうち、中核市移行前の2市（枚方市、那覇市）を除く41市の平均
・平成25年度：中核市43市のうち、中核市移行前の1市（枚方市）を除く42市の平均
※生活保護費（市部人口）について、基礎数値である「被生活保護者年間延人員」の取り扱いとして、指定都市及び中核市においては生活 保護法第73条の居住地不明者等に係る被保護者がある場合は、当該指定都市分及び中核市分に含めることとされており、本来であれば中核市関連需要額として試算に含めるべきであるが、対象数値の把握が困難であることから、その影響は含めていない。

都市間連携検討プロジェクト　活動報告

都市間連携検討プロジェクトについて

中核市市長会では、国等に対する政策提言及び意見表明を行うため、平成 18 年度より複数のプロジェクトを設置し、中核市行財政の調査研究を行っている。本プロジェクトは、平成 25 年度から始まった調査研究の３つのテーマのうちの１つ、「都市間連携」について検討を行ったものである。

①　プロジェクト研究の目的

人口減少・少子高齢化の急速な進展の中、圏域（地域）全体を活性化し、人や企業を惹きつける魅力あるものとするため、近隣市町村との連携のあり方を研究し、一定の都市機能・規模を有する中核市としての役割を明らかにする。また、これらを効果的・効率的に実現するための仕組みづくりや財政措置について、国等に対して提言を行うことを目的としている。

②　プロジェクト研究の活動概要

中核市を取り巻く現状を把握するため、全中核市へのアンケート調査を実施。そのデータ等をもとに、プロジェクト構成市で３つの研究グループを作り、中核市と近隣市町村の現状（課題とその対応）について把握し、都市間連携のあるべき姿（理想像）を検討、そしてこの理想の実現や今後の問題解決のため、必要な制度や仕組み、財政措置の検討を行った。

また、活動を進めるに当たり、国の広域連携の推進の動きも活発になってきた。第３０次地方制度調査会においては、平成２５年６月に「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」が示され、それを受けて、総務省では自治体同士の柔軟な連携を促す新制度の検討に着手することを発表した。「基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会」において検討が重ねられ、平成２６年５月に第１８６回国会において改正地方自治法が成立する運びとなった。

さらに、５月、有識者等で組織する「日本創成会議」の分科会が、地方から大都市への流出が続けば、全国の約半数の市区町村が「将来消滅する可能性がある」との試算を公表し、地域拠点都市を中核とした新たな集積構造の構築の必要性が提言された。また、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年問題を見据えた地域包括ケアシステムの構築等においても、地域の拠点となる市のリーダーシップが期待されるところであり、まさに地域拠点となる中核市の都市間連携への取組みは、大きな役割を担うこととなる。

当プロジェクトでは、新たな広域連携制度も見据えて研究活動をまとめ、この結論を踏まえて「都市間連携に必要な仕組みと財政措置に関する提言」を国等へ行った。

また、国が進める新たな広域連携や、人口減少社会で安心して暮らせる地域づくりをテーマに、意見交換を重ねた。

※　全中核市へのアンケート

実施日／平成２５年８月５日
対象　／実施日現在の全中核市（４２市）
内容　／中核市と近隣市町村の人口規模調査、都市間連携の取組み　他

※　プロジェクトの研究体制

- 進行管理、報告書作成作業
  実施主体：倉敷市（幹事市）・福山市（副幹事市）
- 研究①　中核市と近隣市町村の現状、及び問題点を把握
  人口減少と少子高齢化が進展する中、中核市と近隣市町村の現状は、既にどのような影響があるのか、どのような対処をしているのか等、現状把握を行う
  実施主体：松山市（リーダー市）・長野市・東大阪市・長崎市
- 研究②　都市間連携の理想像と、中核市の担う役割を考える
  都市間連携の理想像を考える。中核市と近隣市町村との連携はもとより、中核市相互の連携や圏域相互の連携も認識していく
  実施主体：豊中市（リーダー市）・旭川市・宇都宮市・久留米市
- 研究③　必要な仕組み・財政措置の検討
  中核市の今後の問題解決のため、また理想的な都市間連携の実現のために、必要な制度や仕組み・財政措置を検討
  実施主体：姫路市（リーダー市）・いわき市・高松市・鹿児島市

※　プロジェクト報告書の作成と国等への提言
提言活動日／平成２６年５月２９日　及び６月４日
提言内容　／都市間連携に必要な仕組みと財政措置に関する提言

③　プロジェクトの主な活動スケジュール

時期			会議等
平成 25 年	5 月	29 日	・第１回　都市間連携検討プロジェクト会議
	6 月	25 日	（第３０次地方制度調査会答申） ※大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申
	7 月	4 日	・中核市市長会・全国特例市市長会の両市長による「第３０次地方制度調査会の答申に関するコメント」を発表
	8 月	5 日	・全中核市への都市間連携に関するアンケート調査実施
		12 日	・第２回　都市間連携検討プロジェクト会議
	11 月	7 日	・第３回　都市間連携検討プロジェクト会議（ｻﾐｯﾄ in 下関）
平成 26 年	1 月		（基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会報告書発表）
		16 日	・第１４回総務大臣と中核市市長との懇談会
	5 月	23 日	（改正地方自治法成立）
		29 日	・第４回　都市間連携検討プロジェクト会議
		29 日	・都市間連携に必要な仕組みと財政措置に関する提言
	6 月	4 日	〃
	8 月	7 日	・第５回　都市間連携検討プロジェクト会議
	11 月	6 日	・第６回　都市間連携検討プロジェクト会議（ｻﾐｯﾄ in 高松）

資料４

国の地方創生の取組みに関する要請（案）

人口減少、少子・超高齢社会が現実のものとなる中、中核市をはじめとする基礎自治体は、地域が活力を失わず、いきいきと暮らせる社会を維持するために全力で取り組んでいるところである。

一方、政府は「地方が成長する活力を取り戻し、人口減少を克服する」ことを基本目標に掲げ、「まち・ひと・しごと創生本部」を創設し、一丸となって地方創生への取組みを推進することとしているが、この取組みを真に実効あるものとしていくためには、地方の主体性を重視した大胆な政策の転換を図り、地方が自らの判断と責任のもと、その実情に応じた個性あふれる施策を講じられるようにすることが重要である。

中核市が地域の核として、地域の活性化を牽引する役割を担っていることを踏まえ、以下の事項を反映するよう、強く要請する。

１　地方創生の基盤づくりとしての地方分権の推進について

地方創生の取組みにおいては、地方が創意工夫を活かし、それぞれの地域の特性に即した課題の解決が図られるよう、自主性・主体性を発揮できる枠組みづくりが不可欠であることから、国は、中核市への権限移譲や規制緩和をはじめ、さらなる地方分権改革の推進を図ることにより、地方創生の基盤づくりに注力すべきである。

また、本年からスタートした「地方分権改革に関する提案募集方式」についての各府省からの回答は、その多くが対応不可となっており、現時点では地方の自発性を損なう結果となっているが、本会が提案した「県費負担教職員人事権等の移譲」を含む地方の提案を真摯に受け止め、提案の実現に向けてさらに積極的な検討を進められ、地方の発意が尊重された結果が示されるよう強く求める。

２　地方創生に向けた地方財源の確保について

地方においては、人口減少に歯止めをかけるため、幅広い分野での実効性ある早急な対策が求められているが、厳しい財政状況の中、新たな対応を図っていくための財源確保が必要である。

こうしたことから、国は、税財源配分の見直しや地方財政措置の充実などにより、地方が自立的に創生に取り組めるよう、安定的で自由度の高い財源の確保を図るべきである。

なお、国において、新たな交付金の創設を検討しているとのことであるが、相当の規模で一定期間継続し、かつ、地方の創意工夫を活かせる制度設計を図っていただきたい。

３　広域連携の取組みに対する支援の充実

人口減少・少子高齢化の進展に伴い、地域経済の活力が失われる一方、医療・介護、教育、交通などの分野においては住民ニーズが高まっており、地域が連携・協力する中で圏域全体の活性化を図ることが急務となっている。

こうしたことから、国は、中核市をはじめ、地域の拠点となる都市が中心となって進める「連携協約」等による自治体間連携の取組みに対して、各省庁の施策が多層的・横断的に展開されるような仕組みとするなど、支援を強化し、今後の地方創生に十分活かせるものとしていただきたい。

４　地方創生の取組みに対する地方意見の反映

「まち・ひと・しごと創生本部」において、国の「長期ビジョン」と「総合戦略」を年内の決定に向け策定しているとのことであるが、国と地方の連携・協力なしに地方創生の実現はありえない。

したがって、策定にあたっては、地方との意見交換を密にし、最大限の意見反映を図るべきである。

とりわけ、中核市は地方の拠点都市として、産業振興や地域間の連携など多方面において果たすべき役割は大きいことから、地方創生に関する中核市の意見を十分に反映していただきたい。

平成２６年１１月　日

中　核　市　市　長　会

指定都市市長会及び全国特例市市長会との連携について

1. 指定都市市長会、中核市市長会及び全国特例市市長会の連携〔3 市長会による連携〕

(1) 連携担当市長意見交換会(8 月 12 日 全国都市会館)

- 昨年に引き続き、3 市長会の連携担当市長が連携のあり方等について意見交換。
  - 【指定都市】新潟市長 【中核市】奈良市長 【特例市】茅ヶ崎市長

(2) 連携強化に関する覚書の締結(8 月 27 日 時事通信ホール)

- 3 市長会で「情報の共有及び交流の推進」並びに「共通の課題の解決に向けた取組」を内容とする連携強化に関する覚書を締結、発表。
  - 【指定都市】横浜市長、新潟市長 【中核市】豊橋市長、奈良市長 【特例市】春日井市長

(3) 指定都市・中核市・特例市の市長による都市間連携を考えるシンポジウム(8 月 27 日 時事通信ホール)

- 「地方分権の確立に向けて PartⅢ～分権型社会における都市像を考える～」をテーマに、指定都市・中核市・特例市の市長の代表が一堂に会して、シンポジウムを開催。
  - 基調講演:大杉 覚 首都大学東京大学院教授
  - パネルディスカッション:【指定都市】新潟市長 【中核市】奈良市長 【特例市】明石市長

(4) 職員勉強会(10 月 27 日 時事通信社、12 月下旬予定)

- 指定都市・中核市・特例市の実務担当者を対象とした勉強会を 2 回開催予定。

2. 中核市市長会及び全国特例市市長会の連携

(1) 全国特例市市長会秋季総会・中核市サミット 2014in 高松への相互参加(11 月 5 日～6 日)

- 明石市にて開催された全国特例市市長会秋季総会に中核市市長会会長(豊橋市長)及び豊中市長が出席。豊中市長が基調講演。
- 中核市サミット 2014in 高松に全国特例市市長会会長(茅ヶ崎市長)が来賓として出席。また、会長を含む役員市長等 5 名が分科会にオブザーバー参加。

(2) 合同役員市長会議の開催(8 月 7 日 全国都市会館、11 月 6 日 サンポートホール高松、1 月下旬等)

- 両市長会役員市長が出席し、情報共有及び今後の連携のあり方等について協議を行う。
- 2 回開催済。新役員体制内定後、必要に応じて開催予定。

【参考】指定都市市長会、中核市市長会及び全国特例市市長会の主な行事(平成 26 年度)

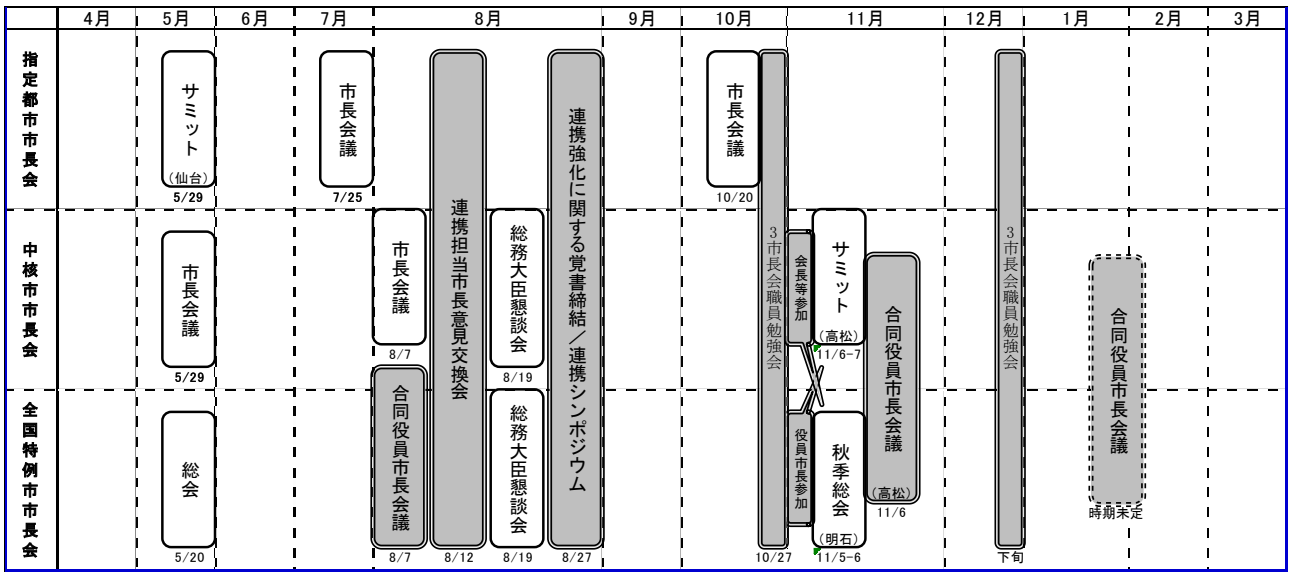

資料５

連携強化に関する覚書

指　定　都　市　市　長　会
中　核　市　市　長　会
全　国　特　例　市　市　長　会

指定都市・中核市・特例市は、国の今後の在り方を考え、国民本位の地方制度改革を実現するため、地方自治の当事者である我々が行動する必要があるとの認識の下、基礎自治体の強化という方向で協力していくことを平成２４年に確認して以来、シンポジウムや職員の勉強会の開催等、真の分権型社会の実現に向けた取組を連携して行ってきた。

地方分権改革は、義務付け・枠付けの見直しや国から地方へ、及び都道府県から基礎自治体への事務権限の移譲等、一定の進展が見られるが、地方が自らの判断と責任において地域の実情に沿った行政運営を行うという目標を実現するためには、今後、更に取組を強化していかなければならない。

指定都市市長会、中核市市長会及び全国特例市市長会は、真の分権型社会の実現に向け、より一層の連携強化を図るため、下記の事項について合意し、ここに覚書を締結する。

記

１　指定都市市長会、中核市市長会及び全国特例市市長会相互の情報の共有及び交流の推進をより一層図ること。

２　指定都市市長会、中核市市長会及び全国特例市市長会共通の課題について、国等に対して共同で意見を発出する等、その解決に向けた取組を連携して行うこと。

以上を合意した証として、本書３通を作成し、署名の上、それぞれ１通を保有する。

平成２６年８月２７日

指定都市市長会
会長
横浜市長　　林　文子（自署）

中核市市長会
会長
豊橋市長　　佐原　光一（自署）

全国特例市市長会
会長
茅ヶ崎市長　　服部　信明（自署）

資料６

平成２６年度新規充実事業等の進捗状況と今後の取組みについて

１．中核市を応援する国会議員の会の組織化について

〇会の名称：「中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会」

（１）会員加入状況（H26.10.31 現在）

政党名	衆議院	参議院	計
自由民主党	５４	４５	９９
民主党	２３	２３	４６
公明党	４	７	１１
維新の党	６	４	１０
みんなの党	０	６	６
次世代の党	４	０	４
生活の党	３	１	４
その他	２	３	５
計	９６	８９	１８５

（２）取組み経過と今後の予定（案）

時　期	活 動 内 容	備　考
９月	礼状持参（随時）、メールマガジン配信	情報提供等の開始
１０月	パンフレット持参	
１１月	提言書等持参、世話役選考・依頼開始	市長会議（高松市）
１月	世話役の決定、役員意見交換会の実施	次年度計画等の検討
２月以降	次年度の取組みに向けての準備	

（３）世話役国会議員の選定等について

【世話役国会議員の主な役割】

・会の運営等に関する助言

・中核市市長会役員市長との意見交換会への出席　　など

【世話役国会議員の構成】

・会の運営上の理由等から会の代表を設ける

・役割を踏まえた適切な人数で構成

・一定数の会員が所属する政党から選出（概ね５人～１０名程度で１名）

【素案】

区　分	自民	民主	公明	維新	みんな	計
会　長	1	－	－	－	－	1
幹　事	1	1	1	1	1	5
副幹事	1	1	1	－	－	3

【選定にあたっての視点】

・地方自治に関心が高く、影響力を持った国会議員であることを考慮

・国会議員としての経験年数や年齢を考慮

・衆参のバランスや地域のバランスなどへの一定の考慮　　など

資料６

２．中核市市長会人事交流事業について

（１）平成２７年度人事交流事業に関する意向調査の実施

<table>
<tr><td>調査期間</td><td>平成２６年８月８日（金）～９月１０日（水）</td></tr>
<tr><td>調査内容</td><td>〇平成２７年度人事交流の実施希望の有無
〔希望する場合〕
・交流分野、職種、希望派遣市、特記事項など
〔希望しない場合〕
・希望しない理由、人事交流事業への意見や要望</td></tr>
<tr><td>調査結果</td><td>〇回答　４３市（９月２２日までに全市から回答）
〇平成２７年度人事交流の実施希望
・希望する　５市　　希望しない　３２市　　検討中　６市
〔希望する市の状況〕
<table>
<tr><th>自治体名</th><th>分　　野</th><th>派遣職種</th></tr>
<tr><td>前橋市</td><td>感染症、食品、環境検査、医療監視（院内感染対策）業務</td><td>臨床検査技師</td></tr>
<tr><td>柏市</td><td>保健所運営業務</td><td>獣医師、薬剤師</td></tr>
<tr><td>横須賀市</td><td>保健所関係</td><td>薬剤師、獣医師</td></tr>
<tr><td>豊橋市</td><td>児童相談所関係　など８分野</td><td>事務職　など</td></tr>
<tr><td>奈良市</td><td>保健所運営業務　など４分野</td><td>保健師、一般職など</td></tr>
</table>
〔希望しない市の状況〕
・県内他市との人事交流や被災地派遣を実施しており、厳しい定員管理の中での人材確保が困難
・中核市同士での人事交流を行わなくても情報の共有は可能
・中核市業務については県との人事交流により対応
・所属からの希望がなかった</td></tr>
</table>

（２）今後の予定

期　間	実 施 内 容
～12 月下旬	マッチング調整・決定　→　派遣内容等の相互合意
1 月	次年度の人事交流事業の決定
1 月～3 月下旬	派遣者の決定・協定書の締結等

資料６

３．災害応援体制の整備（広域災害時の対応）

第３応援チーム （７市）	青森市、横須賀市、岐阜市、豊橋市、尼崎市、倉敷市、那覇市

（１）第１回第３応援チーム連絡会議（平成 26 年度中核市防災担当者会議同日開催）

期 日 等	平成２６年７月２４日（木）　愛知県豊橋市で開催
議事内容 （主なもの）	○中核市災害相互応援協定の体制強化事業について ・昨年度の第５応援チームの取組状況［金沢宣言など］ ○今年度の第３応援チームの取組方針について ［取組方針］ ・具体的な取組みとして「災害時を想定した訓練」を実施する。 ［訓練の目的］ ・現段階の支援・受援体制を正しく認識する。 ・課題点を浮き彫りにし、解決に努める。 ・災害時に支援・受援を円滑に行うことを目指す。

（２）第２回第３応援チーム連絡会議

期 日 等	平成２６年１０月２４日（金）　全国都市会館で開催
議事内容 （主なもの）	○中核市災害相互応援協定第３応援チーム連絡会議規約（案）について ・組織、会議、訓練の運営等について定める。 ・代表都市を設置し、１年任期でチーム内持ち回りとする。 ・会議及び訓練を年に１度実施する。 ○１２月実施予定の訓練について ・南海トラフ巨大地震を想定し、発災から応援完了までの一連の流れを運用マニュアルに基づいて実施する。 ・被災市：豊橋市　　応援隊長市：横須賀市 応援市：青森市、岐阜市、尼崎市、倉敷市、那覇市 ⇒他の応援チームに先駆け訓練を実施することで、中核市全体の指針となることを目指す。

（３）今後の予定

時　期	実施内容
12 月下旬	第３応援チーム「応援活動訓練」実施
2 月	第３応援チーム連絡会議（東京にて開催） ・訓練実施の検証及び運用マニュアルの見直し等訓練結果を踏まえた対応について ・次年度以降の体制について

資料７

（１）提案募集方式への対応状況について〔報告〕

〇中核市市長会の提案として、下記の案件を内閣府に提出した。(7 月 15 日付)

対象団体	中核市（希望する市）
提案事項	〇県費負担教職員人事権の移譲 〇教職員の定数決定権及び学級編制基準制定権の移譲 〇教職員の給与等決定権の移譲

□提案募集検討専門部会で検討・整理を行う重点事項とされた。

・8 月 21 日　提案募集検討専門部会による提案団体ヒアリング（１回目）※事務局対応

□提案に対する各府省（文部科学省）から第１次回答が示された。(8 月 29 日)
⇒　Ｅ：提案の実現に向けて対応を検討

〇第１次回答に対する中核市市長会の意見を内閣府に提出した。(9 月 12 日)
⇒　小規模市町村を含む広域的な人事交流の仕組みは協議会、広域連合等を活用

□第１次回答に対する提案団体等の意見を踏まえ、内閣府による各府省への再検討が要請された。（9 月 26 日）

・10 月 24 日　提案募集検討専門部会による関係府省・提案団体ヒアリング（２回目）
※事務局対応

□地方分権改革有識者会議による「平成 26 年の地方からの提案に関する当面の方針」（中間とりまとめ）が決定された。（10 月 29 日）
⇒　実現に向けて、実施の具体的手法や時期等を引き続き調整する提案

（提案募集方式に係る今後のスケジュール：内閣府）

時　期	内容	
１１月	国・地方で最終調整	提案募集検討専門部会 （重点事項の個別協議、対応方針案の検討）
１２月		地方分権改革推進本部(対応方針の決定) 閣議(対応方針の決定)